



第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年3月

清瀬市



目次

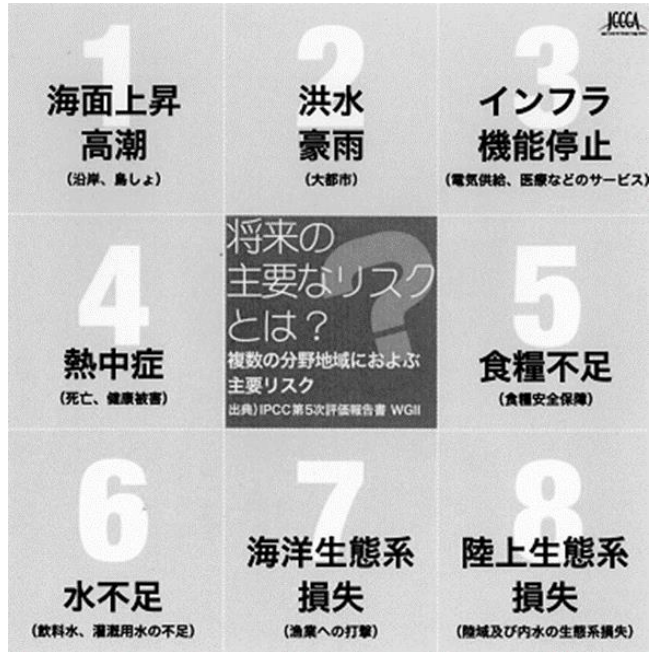
第1章	計画策定の背景	1
第2章	清瀬市事務事業におけるこれまでの地球温暖化対策の取り組み	3
第3章	実行計画の基本的事項	9
第1節	実行計画の位置づけ	
第2節	計画策定の目的	
第3節	計画の期間	
第4節	実行計画の対象範囲	
第5節	温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方	
第4章	温室効果ガス排出量削減目標	14
第1節	目標設定の考え方	
第2節	削減目標	
第5章	温室効果ガス排出量削減への取り組み	16
第1節	基本方針	
第2節	ソフト的取り組み	
第3節	ハード的取り組み	
第4節	その他の温室効果ガス削減に資する取り組み	
第6章	実行計画の推進	23
第1節	実行計画推進体制	
第2節	実行計画の管理及び運用	
資料編1	実行計画の対象施設	資料1
資料編2	地球温暖化対策への取り組み状況調査	資料2

1 地球温暖化対策をめぐる動向

(1) 気候変動の影響

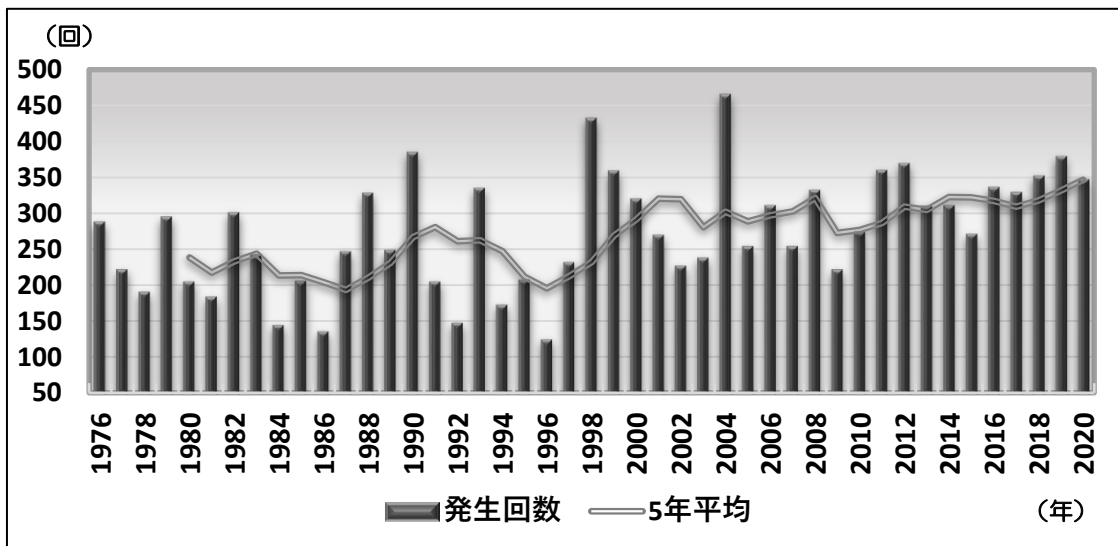
地球温暖化を要因とする気候変動の影響により世界各地で猛暑や豪雨、台風による自然災害が発生しており、近年の国内各地における台風や豪雨による甚大な被害は記憶に新しいところです。また、平成27(2015)年に閣議決定された「気候変動への適応計画」の中では、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測される事が記載されています。

《 気候変動による将来的なリスク 》



出展: IPCC 第5次評価報告書

《 1時間降水量 50 mm以上の年間発生回数 》



※ 気象庁「全国(アメダス)の1時間降水量 50 mm以上の年間発生回数」をもとに作成
 ※ 発生回数はアメダス 1,300 地点あたりの数




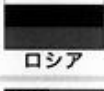
(2) 国際的な動向

平成 27(2015)年にパリで開催された COP21 において国際的な合意文書としてパリ協定が採択され、その中で国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げており、温暖化の緩和について具体的な目標を示しています。

さらに令和 3 (2021)年に開催された COP26 では、気温上昇を 1.5℃に抑える目標が正式に合意されました。

(3) 国内の動向

平成 27(2015)年 12 月のパリ協定の採択を受けて政府は同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定、「地球温暖化対策計画」を策定することとし、翌平成 28(2016)年には地球温暖化対策推進法に基づき策定された「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画の中では、令和 12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25(2013)年度比で 26.0%減（平成 17(2005)年度比で 25.4%減）としていましたが、さらに令和 2 (2020)年 10 月の内閣総理大臣所信表明演説において「令和 32(2050)年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする事を目標としました。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 <small>ネットゼロ(実質ゼロ)を目指すなど 気候変動への取り組みを示す</small>
 中国	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 60-65% 削減 <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す (2005年比)</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 55% 以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 45% 削減 <small>電力に占める再生可能エネルギーの割合を50%にする 開発から2020年までの既に予想される排出量の増加分を10億トン削減</small>	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度において 46% 削減(2013年比) <small>※さらに、50%の減みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2050年までに 森林などによる吸収量を差し引いた 温室効果ガスの実質排出量を 約60% 削減(2019年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52% 削減 <small>(2005年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・更新等、最新のものを掲載しています。(2021年11月現在)

出展: 全国地球温暖化防止活動推進センター

第2章 清瀬市事務事業における これまでの地球温暖化対策の取り組み

本市では、平成29(2017)年に策定した「清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第一次実行計画」という。）に基づき、地球温暖化対策に取り組んできました。

1 これまで実施した主な取り組み

(1) 公共施設への太陽光発電システムの設置

設置の対象となる市内公共施設59施設のうち10施設に太陽光発電システムを設置し、生産された電気を自家消費する事で施設の電力消費量の削減と、各小中学校には併せて蓄電池を設置する事で防災機能の強化を図っています。

《 太陽光発電システム設置状況 》

設置施設	設置年度	発電量
第五中学校	平成25年度	20 kW
第三小学校	平成26年度	20 kW
第二中学校	平成27年度	20 kW
第三中学校	平成28年度	20 kW
第四小学校	平成29年度	20 kW
第六小学校	平成29年度	20 kW
第七小学校	平成30年度	20 kW
第八小学校	平成30年度	20 kW
清明小学校	令和元年度	20 kW
市役所本庁舎	令和2年度	10 kW
合 計		190 kW

(2)低公害車の導入

公用車の更新時などに低公害車を積極的に導入することで、環境への負荷の軽減、使用エネルギーの削減を図っています。

《 低公害車の導入状況 》

年度	ハイブリッド自動車		電気自動車		電動バイク	
	増減	保有数	増減	保有数	増減	保有数
平成20年度	1台増	1台				
平成24年度	1台増	2台				
平成27年度	1台増	3台				
平成28年度	3台増	6台				
平成29年度	1台増	7台				
	1台減	6台				
平成30年度	1台増	7台				
令和元年度		7台			5台増	5台
令和2年度		7台	1台増	1台	2台増	7台

(3)公共施設のLED化

LED化の対象となる公共施設 91 施設のうち 16 施設で使用する照明器具をLED化する事で、施設の消費電力の削減を図っています。

《 LED化を実施した公共施設 》

施設名	実施年度
第5分団器具置場	平成26年度
駅前図書館	平成26年度
第三中学校（校舎）	平成28年度
第四小学校（校舎）	平成29年度
第六小学校（校舎）	平成29年度
第七小学校（校舎）	平成30年度
第八小学校（校舎）	平成30年度
子どもの発達支援・交流センター	令和元年度
郷土博物館	令和元年度
清明小学校（校舎）	令和元年度
市役所本庁舎	令和2年度
下宿地域市民センター・市民体育館	令和2年度
教育支援センター	令和2年度
消費生活センター	令和3年度
清掃事務所	令和3年度
野塩地域市民センター	令和3年度

(4) 電気事業者の選択

平成 28(2016)年 4 月より実施された電力の小売自由化に伴い、様々な電気事業者（新電力）から電気を調達できるようになりました。それにより、市の施設で使用する電力の調達先を国が定めている電気事業者別の「排出係数」の小さい事業者にする事で、施設の電力消費に伴う温暖化ガス排出量を削減する事ができるようになりました。

《 年度毎の電力調達先の推移 》

年 度	電気事業者	排出係数 (k - CO ₂ /kWh)	調達量 (kWh)	調達割合 (%)	電力消費による 温暖化ガス排出量 (t - CO ₂)
平成29年度	東京電力	0.486	3,521,441	54.2%	2,902.73
	エネット	0.405	2,655,346	40.9%	
	サミットエナジー	0.591	316,956	4.9%	
	合 計		6,493,743	100.0%	
平成30年度	東京電力	0.475	3,958,325	65.1%	2,640.27
	エネット	0.423	885,621	14.6%	
	サミットエナジー	0.517	323,983	5.3%	
	F-POWER	0.502	16,545	0.3%	
	日立造船	0.213	891,323	14.7%	
	合 計		6,075,797	100.0%	
令和元年度	東京電力	0.468	1,770,622	30.2%	2,247.97
	エネット	0.426	771,316	13.1%	
	サミットエナジー	0.448	291,714	5.0%	
	ミツウロコ	0.309	2,895,755	49.3%	
	丸紅	0.442	139,643	2.4%	
	合 計		5,869,050	100.0%	
令和2年度	東京電力	0.457	1,550,433	29.1%	2,017.74
	エネット	0.391	375,696	7.0%	
	サミットエナジー	0.426	262,159	4.9%	
	ミツウロコ	0.334	2,934,293	55.0%	
	丸紅	0.308	213,982	4.0%	
	合 計		5,336,563	100.0%	

2 温室効果ガス排出量の推移

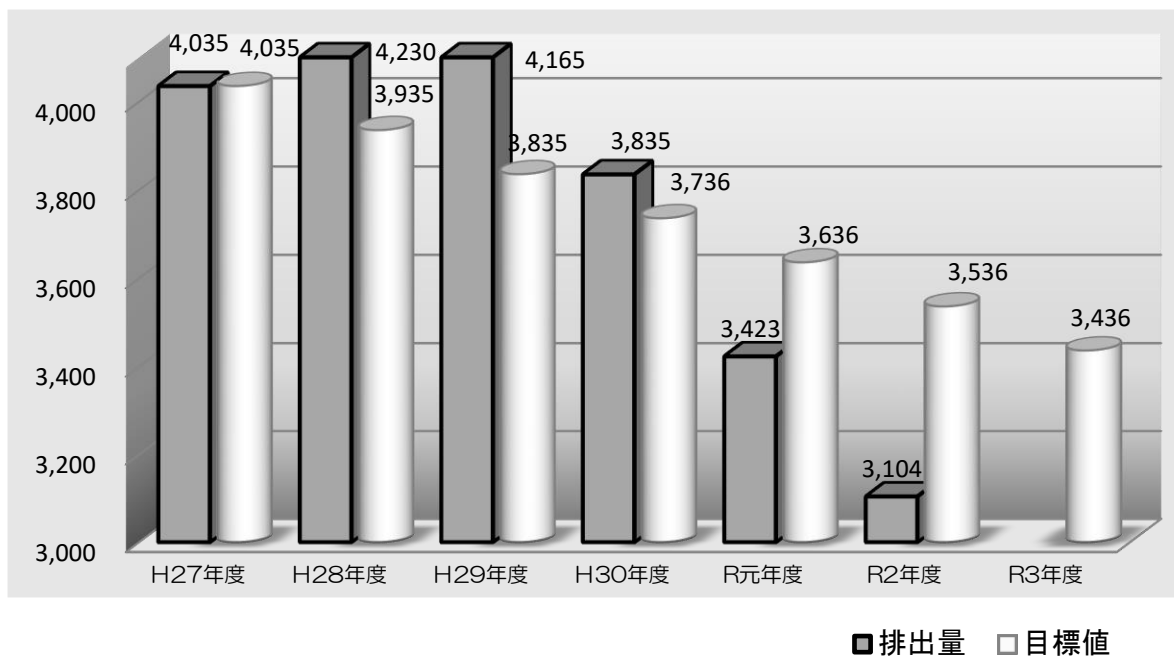
(1) 第一次実行計画の目標値と排出量

第一次実行計画では、策定当時の国の温室効果ガス排出量削減目標と照らし合わせて市の削減目標を設定しており、平成 25(2013)年度の排出量 4,191 t-CO₂eq に対し令和 12(2030)年度までに 39.4%削減することを目標として、計画期間内では基準年である平成 27(2015)年度の排出量 4,035 t-CO₂eq に対して、令和 3(2021)年度までに 14.8%の削減、目標値を 3,436 t-CO₂eq としていました。

計画期間中の排出量の推移は、公共施設の LED 化等による電力消費量の減少と併せて電力の調達先の移行が年々進んだ事により、令和元年度以降は計画の目標値を下回る結果となっています。

《 各年度の排出量と目標値 》

単位：t-CO₂eq

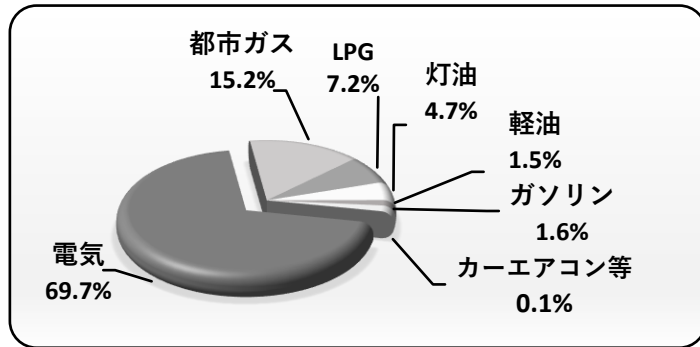


3 各年度の評価

【平成 29(2017)年度】

温暖化ガスの総排出量は平成 28(2016)年度の数值と比較して 1.5%の減となりましたが、基準年度である平成 27(2015)年度の数值と比較すると 3.2%の増加となりました。

エネルギーの種別ごとに温暖化ガスの排出量を見ると、総排出量のうち約 7 割が電気使用によるもので、総排出量の削減には、電気使用量の削減が不可欠である事が分かります。今後もソフト的な節電の取組みを続けると共に、令和 3 (2021)年度に完成を予定している市役所本庁舎や、排出量の上位にある市内小中学校設備の省エネ化など、ハード面での取組みを推進する事により排出量の削減を図っていく事としました。



《平成 29 年度 エネルギー種別ごとの排出量構成比》

【平成 30(2018)年度】

温暖化ガスの総排出量では、前年度比で 330t-CO₂eq (7.9%)の削減でしたが、年度毎の目標値には達しておらず、更なる排出量削減が必要な状況でした。

施設毎の排出量において、市役所本庁舎の事業者変更の影響により大きな削減が見られ、総排出量の大部分を占める電力使用による排出量を抑制する事で非常に大きな成果を得る事ができました。

以後、エネルギー効率の良い機器への設備の更新やソフト面における節電への取組みなどに加え、電力の調達先を新電力へ移行していく事も、削減目標を達成させる為には有効な方法である事が確認できました。

《平成 30 年度 施設ごとの排出量と構成比》

施設名	平成 29 年度		平成 30 年度	
	排出量 kg-CO ₂ eq	構成比	排出量 kg-CO ₂ eq	構成比
市役所本庁舎	435,262	10.40%	225,304	5.87%
立科山荘	303,368	7.30%	293,402	7.65%
清瀬けやきホール	199,563	4.80%	191,498	4.99%
清瀬第十小学校	151,232	3.70%	146,233	3.81%
コミュニティプラザひまわり	147,596	3.60%	177,062	4.62%
アミュービル	145,540	3.50%	140,174	3.65%
下宿地域市民センター・市民体育館	141,479	3.40%	141,488	3.69%
清明小学校	126,925	3.00%	129,455	3.38%
清瀬小学校	117,992	2.80%	116,680	3.04%
その他	2,396,891	57.50%	2,274,090	59.29%
合 計	4,165,848	100.00%	3,835,386	100.00%

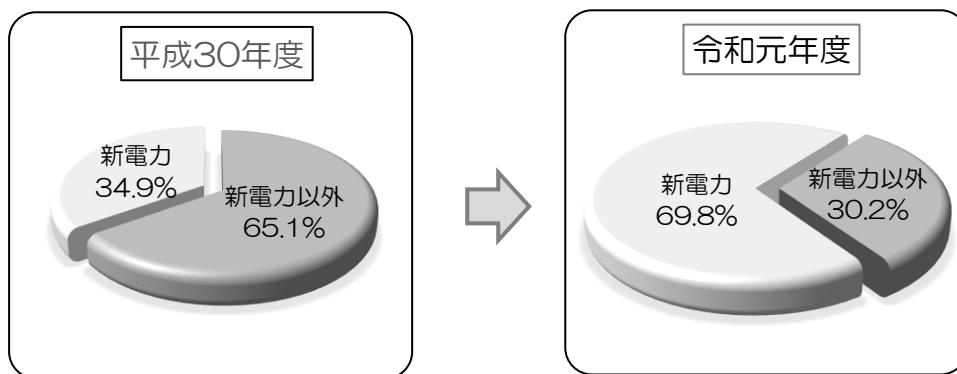
【令和元(2019)年度】

新電力への電力調達先移行が進み、令和元(2019)年度では比較的電力消費量の多い施設である市内小中学校の全てが移行した事で大幅な排出量削減に繋がる結果となりました。

既に計画の最終目標値に達している状況ではあるものの、活動量自体の減少はそれほど多くなく、引き続きエネルギー効率の良い機器への設備更新やソフト面における節電への取り組みなどを継続する必要性がありました。

また、令和3(2021)年度には市役所本庁舎が新庁舎となり、機器の更新等による活動量削減が期待されますが、併せて他施設の活動量を抑える事で更なる温暖化ガス排出量の削減を目指すこととしました。

《新電力への移行状況》

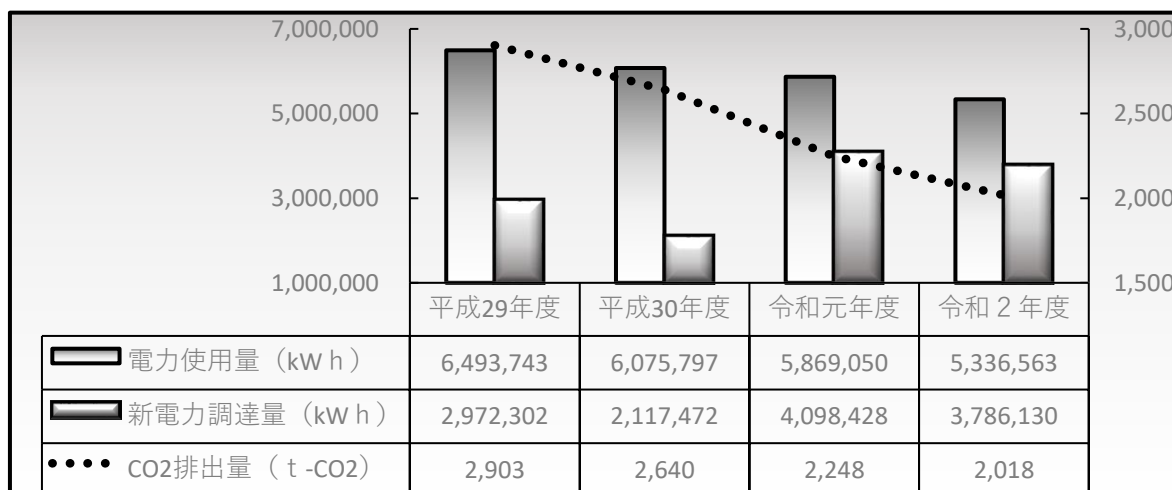


【令和2(2020)年度】

令和2(2020)年度の実績では、温室効果ガス排出量がさらに減少し、目標値を大きく下回る結果となりました。

その一因には新型コロナウイルス感染拡大防止の為、施設の一時閉鎖や利用時間の短縮を行った施設が多くあり、活動量が大幅に減った事があると考えられます。また、電力の調達先の選定について、新電力からの調達へ移行していない施設も多くあり、今後も移行を進めていく必要があります。

《 電力使用量及び新電力からの調達量とCO2排出量 》



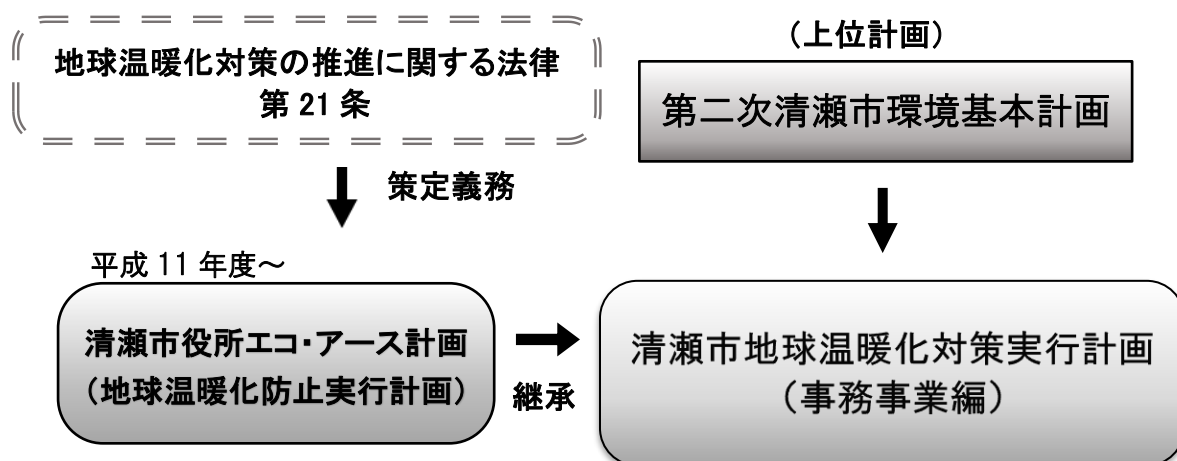
第3章 実行計画の基本的事項

第1節 実行計画の位置づけ

実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定される「地方公共団体実行計画」として本市が策定する計画です。

また、実行計画は、市民・事業者・行政の環境負荷の少ない日常及び事業活動を示す「第二次清瀬市環境基本計画」を上位計画とし、省エネルギー化による温室効果ガスの削減など地球温暖化対策を担う率直的な計画として位置づけられます。

《 実行計画の位置づけ 》



第2節 計画策定の目的

実行計画の策定は、以下に示す目的を有しています。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の遵守
- 市の事務事業における省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 市民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動

第3節 計画の期間

1 計画の基準年度

第二次実行計画の基準年度は、第一次実行計画の基準年度である平成27(2015)年度とします。

- 基準年度：平成27(2015)年度

2 計画の期間

第二次実行計画の期間は、令和4(2022)年度から第二次清瀬市環境基本計画の終了年度である令和7(2025)年度までの4年間とします。

- 計画期間：令和4(2022)年度～令和7(2025)年度(4年間)

第4節 実行計画の対象範囲

1 調査対象とする事務事業

実行計画の策定に係る調査の対象は、指定管理者制度導入施設を含む全ての公共施設や車両など、市が行う全ての事務事業を対象とします。

- 調査対象範囲：清瀬市の全事務事業(指定管理者制度導入施設を含む)

2 調査対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により削減の対象として規定される7種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業より排出される以下の4種類の温室効果ガスを対象とします。

- 二酸化炭素(CO₂)
- メタン(CH₄)
- 一酸化二窒素(N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

第5節 温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方

1 排出量算定の基本式

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じることで算定します。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

● 活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料使用量、公用車走行距離などが該当します。

● 排出係数

活動量から各温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条に規定された係数、または国の公表する電気事業者別排出係数を用います。

● 地球温暖化係数

ガス種ごとの排出量をCO₂相当量に換算するための係数であり、CO₂相当量の総和を温室効果ガス排出量として評価します。

2 排出量の算定因子

【活動量】

温室効果ガス排出量の算定にあたり、調査する活動量を下表に示します。

《 調査する活動量 》

ガス種	活動量	
	区分	単位
二酸化炭素 (CO ₂)	電気使用量	kWh
	ガソリン使用量	ℓ
	軽油使用量	ℓ
	灯油使用量	ℓ
	液化石油ガス (LP ガス) 使用量	m ³
	都市ガス使用量	m ³
メタン (CH ₄)	車種別公用車年間走行距離	km
一酸化二窒素 (N ₂ O)		
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	公用車台数	台

【排出係数】

温室効果ガス排出量の算定には、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条（以下「政令」という。）による排出係数を用いています。

ただし、温室効果ガス排出量をより高精度に把握することを目的として、電気の使用によるCO2排出係数については、国の公表する電気事業者別排出係数を用います。

《 CO2 排出に関わる排出係数 》

排出源	炭素排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の使用に伴う排出						
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/ℓ	2.32	kg-CO2/ℓ
灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/ℓ	2.49	kg-CO2/ℓ
軽油	0.0187	kg-C/MJ	37.7	MJ/ℓ	2.58	kg-CO2/ℓ
A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/ℓ	2.71	kg-CO2/ℓ
液化石油ガス(LPG)	0.0161	kg-C/MJ	50.8	MJ/m ³	3.00	kg-CO2/ℓ
都市ガス	0.0136	kg-C/MJ	44.8	MJ/m ³	2.23	kg-CO2/ℓ
他人から供給された電気の使用に伴う排出						
国から公表される電気事業者ごとの排出係数を用いる						

《 CH4 排出に関わる排出係数 》

排出源	CH4排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH4/km	—	—	0.000010	kg-CH4/km
バス	0.000035	kg-CH4/km	—	—	0.000035	kg-CH4/km
軽乗用車	0.00001	kg-CH4/km	—	—	0.000010	kg-CH4/km
普通貨物車	0.000035	kg-CH4/km	—	—	0.000035	kg-CH4/km
小型貨物車	0.000015	kg-CH4/km	—	—	0.000015	kg-CH4/km
軽貨物車	0.000011	kg-CH4/km	—	—	0.000011	kg-CH4/km
特殊用途車	0.000035	kg-CH4/km	—	—	0.000035	kg-CH4/km
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.0000020	kg-CH4/km	—	—	0.000002	kg-CH4/km
バス	0.000017	kg-CH4/km	—	—	0.000017	kg-CH4/km
普通貨物車	0.000015	kg-CH4/km	—	—	0.000015	kg-CH4/km
小型貨物車	0.0000076	kg-CH4/km	—	—	0.000008	kg-CH4/km
特殊用途車	0.000013	kg-CH4/km	—	—	0.000013	kg-CH4/km

《 N2O 排出に関わる排出係数 》

排出源	N2O排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000029	kg-N2O/km	—	—	0.000029	kg-N2O/km
バス	0.000041	kg-N2O/km	—	—	0.000041	kg-N2O/km
軽乗用車	0.000022	kg-N2O/km	—	—	0.000022	kg-N2O/km
普通貨物車	0.000039	kg-N2O/km	—	—	0.000039	kg-N2O/km
小型貨物車	0.000026	kg-N2O/km	—	—	0.000026	kg-N2O/km
軽貨物車	0.000022	kg-N2O/km	—	—	0.000022	kg-N2O/km
特殊用途車	0.000035	kg-N2O/km	—	—	0.000035	kg-N2O/km
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000007	kg-N2O/km	—	—	0.000007	kg-N2O/km
バス	0.000025	kg-N2O/km	—	—	0.000025	kg-N2O/km
普通貨物車	0.000014	kg-N2O/km	—	—	0.000014	kg-N2O/km
小型貨物車	0.000009	kg-N2O/km	—	—	0.000009	kg-N2O/km
特殊用途車	0.000025	kg-N2O/km	—	—	0.000025	kg-N2O/km

《 HFCs 排出に関わる排出係数 》

排出源	HFCs排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車用エアコンディショナー使用時の排出						
カーエアコン	0.010	kg-HFS/年・台	—	—	0.010	kg-HFS/年・台

【地球温暖化係数】

地球温暖化係数は、二酸化炭素を 1 としてガス種ごとに温室効果の大きさによって国が定めたものを用います。

《 地球温暖化係数 》

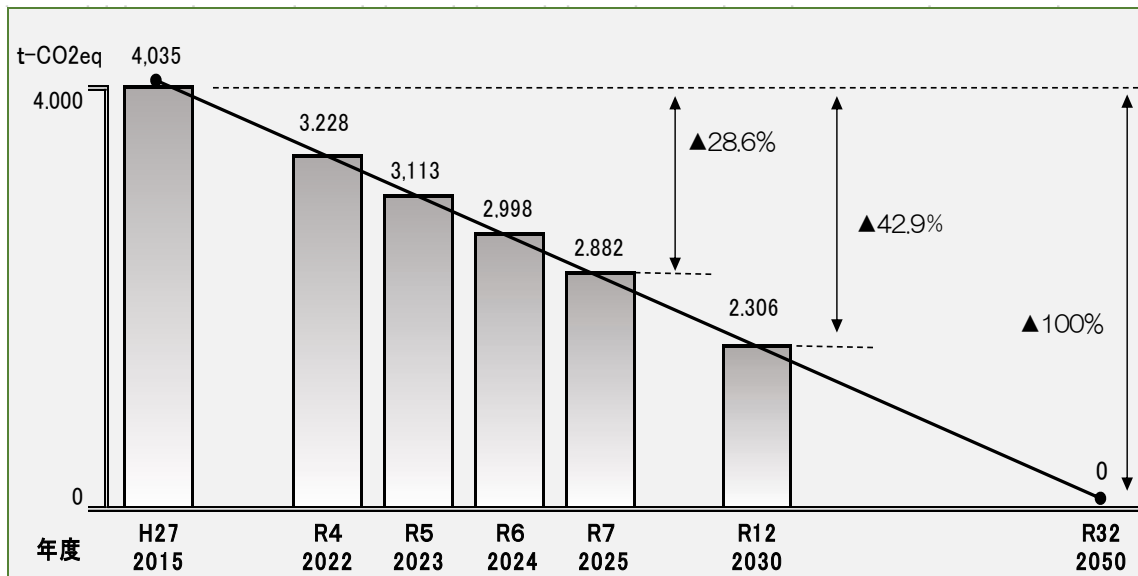
ガス種	係数
二酸化炭素 (CO2)	1
メタン (CH4)	25
一酸化二窒素 (N2O)	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430

第4章 温室効果ガス排出量削減目標

第1節 目標設定の考え方

この計画における温室効果ガス排出量削減目標は、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」を踏まえ、清瀬市においてもゼロカーボンシティを目指すこととし、平成27(2015)年度を基準年として、令和32(2050)年度までに市の事務事業における温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標としたうえで、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間の削減目標を設定しています。

《 実行計画における温室効果ガス排出量削減イメージ 》



第2節 削減目標

基準年度である平成 27(2015)年度の温暖化ガス排出量 4,035 t-CO₂eq を、令和 32(2050)年度にゼロとすることを目標とし、毎年度均等に排出量を減じていくとすると、国が定めた中間年である令和 12(2030)年度では削減率が 42.9%、排出量の目標値が 2,306 t-CO₂eq となります。

同様に、計画期間中の各年度の削減率と目標値は、令和 4(2022)年度では 20.0%の削減で 3,228 t-CO₂eq、令和 5(2023)年度では 22.9%の削減で 3,113 t-CO₂eq、令和 6(2024)年度では 25.7%の削減で 2,998 t-CO₂eq、令和 7(2025)年度では 28.6%の削減で 2,882 t-CO₂eq となります。

従って、この実行計画の温室効果ガス排出量削減目標を以下のように設定します。

《 温室効果ガス排出量削減目標 》

基準年度である平成 27(2015)年度の排出量(4,035 t-CO₂eq)に対して、令和 7年度までに温室効果ガス排出量を 28.6%削減し、2,882 t-CO₂eq 以下にします。

第5章 温室効果ガス排出量削減への取り組み

第1節 基本方針

1 ソフト的取り組みの徹底

職員による温室効果ガス排出量削減と省エネルギーの取り組みに関して、今後も施設や職場による差異のない取り組みが実行されるよう、意識の向上を図りながら取り組みの徹底を図ります。

【職員の取り組み】

節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮行動を主体とした即効性が期待される取り組みを実施します。

【施設管理者の取り組み】

施設の運用改善のみならず、設備・機器の保守・点検など、性能の維持・回復によるエネルギー効率の改善に関する取り組みも実施します。

2 ハード的取り組みの推進

温室効果ガス排出量を継続的かつ効率的に削減するため、省エネルギー化（省エネ改善・省エネ型機器への更新）や再生可能エネルギーの導入などハード面での取り組みを行い、市施設全体のエネルギー使用量を削減します。

3 その他の温室効果ガスの削減に資する取り組みの推進

温室効果ガス総排出量を抑制するその他の取り組みとして、CO₂ 排出係数より小さい電気事業者の選択、間接的に温室効果ガスの排出削減につながるごみの減量・リサイクル等に関する取り組みを推進します。

第2節 ソフト的取り組み

1 職員の取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

【燃料等エネルギー資源の節約】

◆空調、換気に関する取り組み◆

- ブラインド等の遮光用具の活用により効率的な冷房を図る
- 庁舎内や会議室の空調は、設定温度(冷房 28℃、暖房 20℃)を徹底する
- クールビズ・ウォームビズなど、執務中の服装は設定温度に対応したものに
する
- 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断
するような障害物を配置しない
- 断続的に使用する部屋(会議室等)の空調は、電源をこまめに切る

◆照明に関する取り組み◆

- 昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する
- 時間外勤務のときは廊下など不必要な照明は消灯する
- 断続的に使用する部屋(会議室、トイレ、給湯室等)の照明はこまめに消す

◆OA機器に関する取り組み◆

- 低電力モード機能を搭載する OA 機器や電気製品は、低電力モードの設
定を行い使用する
- 外勤時や不要不急時には OA 機器等の電源をこまめに切る

◆給湯に関する取り組み◆

- 給湯時期・時間はできるだけ短縮する
- 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす

◆その他の電力使用機器等に関する取り組み◆

- 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する
- 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る
- 職員はエレベーターを使用しないようにする
- トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使
用する
- 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する
- 空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自
然換気を行う

【水資源の節約】

- 手洗い等は常に節水を心がける
- 水洗トイレで無駄な水は流さないようにする

【紙の節約】

- 資料等の印刷は両面使用を原則とする
- 庁内会議の資料等支障のないものは、使用済み用紙の裏面を使用する
- コピーは縮小機能を活用し、枚数を節減する
- 予備資料の作成を控えるなど、印刷やコピーの枚数は必要最低限とする
- 用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る
- 事務書類(会議用資料、事務手続、報告書、FAX 送付状等)を簡素化する
- 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する
- 用紙サイズの統一化(A4版化)により用紙使用の合理化を図る
- パソコンからプリントする際は、必ずプレビューで確認してから印刷する
- ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す
- タブレット端末等の使用によりペーパーレスを図る

(2) 自動車の適正な利用の推進**【庁用自動車の利用抑制】**

- 急を要さない近距離の移動は、出来る限り庁用車の利用を控える
- 管外出張は、公共交通機関の利用に努める
- 駐・停車時のアイドリングストップを励行する
- エコドライブを心がけ、急停止、急発進はしない
- 不要な物は載せない
- 合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める
- 一定速度での走行を心掛ける
- 道路状況(工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等)について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける
- 燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取り組みの指標とする
- カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける

【マイカーの適正な利用】

- 通勤にはできる限り公共交通機関を利用する

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

【ごみの発生抑制】

- 物品購入の際の包装材は業者引取りとする
- イベント等において、使い捨て容器を使用しないよう努める
- ファイリング管理を徹底し、無駄なコピーはとらないようにする
- マイ箸、マイ水筒を利用する

【ごみの分別の徹底、再使用、再利用】

- 事務室から出る紙類の分別を徹底し、資源とすることでごみの減量を図る
- 使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する
- 公園、緑地等のせん定枝は有機資源として活用する
- プリンタのトナーカートリッジは、原則としてリサイクルする
- ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙等に活用する

(4) 環境に配慮した物品の購入や利用の促進

【再生品の利用促進】

- 用紙類は再生紙を使用したものを購入する
- トイレtpペーパーは100%再生紙を使用する
- 作業服は、廃ペットボトル等再生プラスチック繊維を用いた製品を選定する

【グリーン購入の促進】

- 事務用品購入の際は、エコマーク、グリーンマーク商品の購入に努める
- 詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の使用は極力控える

(5) 職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進

- 環境に関する研修、講演会等に積極的に参加する
- 環境配慮行動の推進状況を定期的にチェックする
- 環境配慮行動に関するアイデアを募集、実践する
- 毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う

2 施設管理者の取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

【燃料等エネルギー資源の節約】

◆空調、換気に関する取り組み◆

- 冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する
- 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする
- 閉館時間が定まっている施設では、閉館 30 分前に空調を止める
- 緑のカーテン、遮蔽シート等で日差しを遮る
- 夜間の巡視により空調・換気・照明などの消し忘れを防止する
- 中間期には、出来る限り自動ドアを開放しておく

◆照明に関する取り組み◆

- 照明スイッチに点灯場所を明示する
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する
- 洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する
- 白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯や LED 電球等照明効率の高いランプへ切り替える
- トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する

◆その他の電力使用機器等に関する取り組み◆

- 中央式熱源(ボイラ等)は定期的にメンテナンスを実施する
- サービス水準を損ねない範囲で、時間帯別昇降機稼働台数を最少とする

【水資源の節約】

- 洗面所やトイレの水栓を自動水栓に切り替える
- 水漏れの点検を実施する
- 施設利用者に対して節水を呼び掛ける

【自動車の適正な利用の推進】

- 庁用車の利用にあたっては、環境に配慮した運転を心掛ける

【職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進】

- 環境配慮に関する情報を職員に提供、共有する
- 地球温暖化対策実行計画の推進状況を定期的に公表する

第3節 ハード的取り組み

1 省エネルギー機器への更新

高効率エアコンや高効率ボイラ、LED照明等、エネルギー効率が高くエネルギー消費を低く抑えることができる機器をはじめ、自動調光システムや人感照明センサ等必要な時に必要最小限のエネルギーを使うように制御する機器、その他、窓からの熱の出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、省エネルギーのためのさまざまな設備・機器等が製品化されており、機器更新の際などにはそれら設備や機器を導入し、省エネルギー化を図るものとします。

2 低公害車の導入促進

公用車の車両更新時には環境に配慮した低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車などの低燃費かつ低排出ガス車)への転換を推進します。

3 太陽光発電システムの設置

公共施設の新規建設や改修工事を行う際は、太陽光発電システムの設置が可能であるかを検討し、再生可能エネルギーへの転換を推進します。

公共施設に太陽光発電システムを設置し、再生可能エネルギーを利用する事により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

第4節 その他の温室効果ガス削減に資する取り組み

1 電気事業者や電力供給メニューの選択

温室効果ガス排出量を算出する際に用いる「排出係数」の少ない電気事業者からの電力供給を受ける事や、より排出係数の少ない電力供給メニューを選択する事で、電力使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減していきます。

2 グリーン購入の促進

事務用品などの物品を購入する際は、可能なかぎりエコマークやグリーンマーク適合品など、環境負荷の少ない物品を選んで購入するようにします。

3 フロン法における簡易定期点検の実施の徹底

2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進む中、冷媒としての市中ストックが増加傾向にあることから、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月施行）」に基づき、機器の定期的な点検、点検内容の記録・保管が義務付けられました。本市でも、定期点検によるフロン類の漏洩防止、漏洩量の定期的な報告が求められています。

4 COOL CHOICE の促進

政府は、私たち国民が消灯や節水などを日常的に取り組んだ上で、車、家電、住宅などの各種製品の選定にあたり、より環境負荷の小さい製品を選定するよう心掛けるよう「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開しています。

本市でも、行政をはじめ市民・事業者において、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」などの温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すことで、地域での温室効果ガス排出量削減を推進するものとします。

5 カーボン・オフセットの促進

カーボン・オフセット*により、自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分について、他の場所で実現した排出削減や吸収活動等とオフセットすることで、温室効果ガスを削減したものとみなされます。また、削減分を他の地域の排出量とオフセットすることで、他地域での温室効果ガス排出量削減に貢献することも可能です。

※カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

第1節 実行計画推進体制

1 推進体制

実行計画は本市の事務事業より排出される温室効果ガスの排出量削減計画であることから、市職員の自主的な取り組みに加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

加えて、実行計画は市の取り組みとして全庁横断的な組織による施策検討を必要とすることから、市長を筆頭とした清瀬市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）、事務局、推進責任者及び推進員からなる体制のもとに推進します。

2 各主体の役割

【市長】

清瀬市地球温暖化対策推進本部長として、本市の地球温暖化対策を統括します。

【清瀬市地球温暖化対策推進本部】

地球温暖化対策の推進に関わる施策決定を行うと共に、事務局からのエネルギー使用状況及び温室効果ガス排出状況、実行計画進捗状況などの報告を受け、今後の対応について推進責任者に適宜指示します。

なお、推進本部は副市長、教育長、部長及び担当部長で組織します。

【推進責任者】

課長等で組織し、推進本部の指示に基づく地球温暖化対策に係る取り組みを先導的に実践し、各職場への波及を図ります。

また、事務局との連携により、エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査を行うとともに、各課や施設単位で職員への啓発を推進します。

【推進員】

係長等で組織し、エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査などの実務を担当し、推進責任者の補佐を行います。

【全職員】

推進責任者及び推進員の指示のもと、実行計画に挙げられた取り組みを実施し、本市事務事業における省エネルギーと温室効果ガス排出量削減を図ります。

【事務局】(環境課)

エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査などに関して推進責任者・推進員を支援するとともに、各種調査結果、実行計画進捗状況、地球温暖化対策推進状況などをとりまとめ推進本部に報告し、調査結果の公表手続きを行います。

第2節 実行計画の管理及び運用

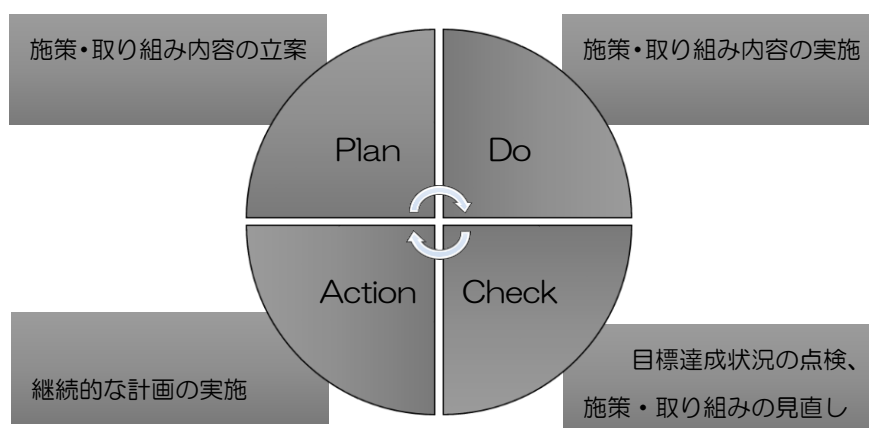
1 実行計画の管理

(1) 管理手法

実行計画の進行管理ではPDCAサイクルを活用し、エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と取り組み方針の改善など、定期的な見直しを図るものとします。

なお、実行計画の進行管理は、推進本部・事務局の指示のもと、各所管・施設の推進責任者・推進員が主体となって実施するものとします。

PDCA サイクル(環境マネジメントシステム)



(2) 管理項目

実行計画では、推進本部・事務局、推進責任者・推進員の管理項目を単純化することで、計画の確実な実施を目指します。

【推進本部・事務局】： 実行計画の全体的な進行に関わる管理

- ・ 温室効果ガス排出量の把握・管理
- ・ 温室効果ガス増減要因の把握（巨視的な要因分析）
- ・ 実行計画の目標達成状況の把握

【推進責任者・推進員】： 各所管・施設単位での取り組み状況の管理

- ・ エネルギー使用量の把握・管理
- ・ エネルギー使用量増減要因の調査・把握（各所管・施設単位）
- ・ 温室効果ガス排出量削減への取り組み状況の把握・管理

2 実行計画の運用

(1) 計画の運用方法

【活動状況、温室効果ガス排出状況の確認及び増減要因分析】

事務局は、各所管・施設の活動状況を基にエネルギー使用量をはじめとする活動量推移及び温室効果ガス排出状況を調査・把握するとともに、それらの増減要因についても調査・分析を行います。

また事務局は、必要に応じて推進責任者・推進員から活動状況の変化について個別にヒアリングを行うものとし、排出量等の増減が取り組み状況の変化によるものか、あるいはその他の要因によるものか可能な範囲で把握するものとします。

【温室効果ガス等削減の取り組み】

推進本部は、事務局からのエネルギー使用量をはじめとする活動状況、温室効果ガス排出状況、省エネルギー化や温室効果ガス削減措置に関する取り組み状況調査結果の報告をもとに、必要に応じて措置を見直すものとします。特に、取り組み状況とエネルギー使用量または温室効果ガス排出量の増減状況に矛盾があるような場合、取り組みそのものの見直しの検討について事務局に指示します。

【実行計画の見直し】

実行計画期間中に、社会情勢や市政の変化などに伴いエネルギー使用状況や温室効果ガス排出状況が著しく変動した場合、計画の目標や省エネルギー化及び温室効果ガス削減の取り組みそのものに合理性が失われることが予測されることから、そのような状況下では実行計画の見直しについて検討するものとします。

【実行計画進捗状況の公表】

実行計画の推進は、地域の環境、ひいては地球の環境を守るために、行動の輪を行政から市民・事業者に広げ、地域が一丸となって行動していくことが望まれます。そのため推進本部は、計画の進捗状況等について毎年度ホームページ等を通じて市民に公表するものとします。

【実行計画実施状況に関する職員への情報配信】

実行計画に掲げた取り組みは、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や本計画の趣旨・内容を理解し、年度毎の取り組み状況を踏まえて取り組みの在り方を見直す事が求められます。

本市では、環境に関する研修を必要に応じて適宜実施するとともに、庁内 LAN 等の活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止へのより幅広い取り組みを促進するものとします。

資料編 1 実行計画の対象施設

実行計画の対象施設（95 施設）を以下に示します。（令和 4 年 3 月 1 日現在）
 なお、対象施設は、機構改革や施設の新設・廃止などに応じて毎年度更新するもの
 とします。

実行計画の対象施設

分類	部署名	対象施設
施設	郷土博物館	郷土博物館
		旧森田家
	総務課	市役所本庁舎
	防災防犯課	第 1 分団器具置場
		第 2 分団器具置場
		第 3 分団器具置場
		第 4 分団器具置場
		第 5 分団器具置場
		第 6 分団器具置場
		第 7 分団器具置場
	市民課	松山地域市民センター
		野塩地域市民センター
	環境課	清掃事務所
	産業振興課	市民農園
		ハローワーク清瀬就職相談室
		消費生活センター
	福祉総務課	梅園老人いこいの家
		旭が丘老人いこいの家
		竹丘老人いこいの家
		中里老人いこいの家
		野塩老人いこいの家
		松山老人いこいの家
		上清戸老人いこいの家
		中清戸老人いこいの家
		稲荷台老人いこいの家
		元町老人いこいの家
		元町ゲートボール場
		畑河原ゲートボール場
		旭が丘多目的広場
		シルバーピアみずき団らん室
		都営竹丘一丁目アパートシルバーピア団らん室
		都営中清戸四丁目アパートシルバーピア団らん室
		都営野塩二丁目アパートシルバーピア団らん室
都営中里四丁目アパートシルバーピア団らん室		
清瀬市シルバー人材センター		

分類	部署名	対象施設
施設	障害福祉課	障害者福祉センター
		子どもの発達支援・交流センター
		清瀬市障害者就労支援センター
	子育て支援課	清瀬市立第1保育園
		清瀬市立第3保育園
		清瀬市立第7保育園
		清瀬市立乳児保育園
	健康推進課	健康センター
		健康センター健康相談所
	道路交通課	秋津駅北口駐輪場
		秋津駅南口駐輪場
		清瀬駅北口地下駐輪場
		清瀬駅北口第2駐輪場
		清瀬駅南口駐輪場
		清瀬駅南口第2駐輪場
		クレア市営駐車場
	水と緑と公園課	公園・児童遊園等
	教育総務課	清瀬小学校
		芝山小学校
		清瀬第三小学校
		清瀬第四小学校
		清瀬第六小学校
		清瀬第七小学校
		清瀬第八小学校
		清瀬第十小学校
		清明小学校
		清瀬中学校
清瀬第二中学校		
清瀬第三中学校		
清瀬第四中学校		
清瀬第五中学校		
教育指導課	教育支援センター	

分類	部署名	対象施設
施設	生涯学習スポーツ課	アミュービル（清瀬市分）
		清瀬けやきホール
		コミュニティプラザひまわり
		立科山荘
		下宿地域市民センター・市民体育館
		竹丘地域市民センター
		中清戸地域市民センター
		中里地域市民センター
		松山集会所
		竹丘集会所
		下宿市民プール
		下清戸運動公園テニスコート
		下宿第二運動公園野球場
		清瀬内山運動公園野球場・サッカー場
		清瀬内山運動公園サッカー場クラブハウス
		清瀬内山運動公園駐車場
		下清戸集会所
		梅園学童クラブ
		四小学童クラブ
		竹丘学童クラブ
		中清戸学童クラブ
	芝山学童クラブ	
	清瀬小学童クラブ	
	三小学童クラブ	
	児童センター	
	図書館	中央図書館
		駅前図書館
元町こども図書館		
公用車	秘書広報課	
	総務課	
	防災防犯課	
	課税課	
	徴収課	
	環境課	
	子育て支援課	
	健康推進課	
	介護保健課	
	都市計画課	
	道路交通課	
	水と緑と公園課	
	下水道課	
	教育総務課	
	教育指導課	
	生涯学習スポーツ課	
	図書館	

資料編 2

地球温暖化対策への取り組み状況調査

第1節 調査概要

1 調査概要

施設・職場単位（本庁などは課単位、その他は施設単位）での日常の地球温暖化対策への取り組み状況について把握することを目的として、以下の内容についてアンケート調査を行いました。

《地球温暖化対策への取り組み実施状況に関するアンケート調査》

【職員の取り組み】（全79項目）

- 燃料等エネルギー資源の節約
 - 空調、換気に関する取り組み（8項目）
 - 照明に関する取り組み（4項目）
 - OA機器に関する取り組み（6項目）
 - 給湯に関する取り組み（3項目）
 - その他の電力使用機器等に関する取り組み（9項目）
 - 水資源の節約（3項目）
 - 紙の節約（12項目）
- 自動車の適正な利用の推進
 - 庁用自動車の利用抑制（12項目）
 - マイカーの適正な利用（1項目）
- 廃棄物の減量・リサイクルの推進
 - ごみの発生抑制（6項目）
 - ごみの分別の徹底、再使用、再利用（5項目）
- 環境に配慮した物品の購入や利用の促進
 - 再生品の利用促進（4項目）
 - グリーン購入の促進（2項目）
- 職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進（4項目）

【施設管理者の取り組み】（全27項目）

- 燃料等エネルギー資源の節約
 - 空調、換気に関する取り組み（8項目）
 - 照明に関する取り組み（6項目）
 - その他の電力使用機器等に関する取り組み（4項目）
 - 水資源の節約（5項目）
 - マイカーの適正な利用（1項目）
- 職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進（3項目）

第2節 調査結果

1 調査結果

地球温暖化対策への取り組み状況について、令和3(2021)年度に実施したアンケート調査の結果を以下に示します。

なお、取り組み実施状況は、アンケートの「取り組み項目」毎に5段階評価及び回答数を加重平均した値を「実施率」として評価をしました。

【アンケート調査の集計方法】

$$\left. \begin{array}{l}
 \text{「必ず実施している」回答数} \times 1 \\
 \text{「かなり実施している」回答数} \times 0.8 \\
 \text{「時々実施している」回答数} \times 0.6 \\
 \text{「たまに実施している」回答数} \times 0.4 \\
 \text{「ほとんど実施していない」回答数} \times 0.2
 \end{array} \right\} \frac{\text{左記計算の合計}}{\text{左記回答数の合計}} = \text{「実施率」}$$

【職員の取り組み】の調査結果 (実施率:73.5%)

燃料等エネルギー資源の節約 (実施率:76.4%)

区分	取り組み項目	集計結果						実施率
		回答数						
		実施している	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施していない	該当しない 質問に	
燃料等エネルギー資源の節約	ブラインド等の遮光用具の活用により、効率的な冷房を図る。	11	16	3	2	2	4	78.8%
	庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度（冷房28℃、暖房20℃）を徹底する。	11	14	4	1	3	5	77.6%
	就業時間外の空調使用は控える。	7	14	5	3	2	7	73.5%
	クールビズ・ウォームビズなど、執務中の服装は設定温度に対応したものにす。	26	12	0	0	0	0	93.7%
	空調の使用時は換気扇の使用を避ける。	8	8	2	1	7	12	66.9%
	空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない。	24	8	1	0	0	5	93.9%
	空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する。	12	9	2	2	4	9	75.9%
	断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。	18	11	2	0	0	7	90.3%
照明に関する	昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する。	17	7	2	1	5	6	78.8%
	原則として晴天時は廊下、エントランスホールは消灯する。	1	4	3	1	9	20	45.6%
	時間外勤務のときは廊下など不必要な照明は消灯する。	12	9	0	1	4	12	78.5%
	断続的に使用する部屋（会議室、トイレ、給湯室等）の照明はこまめに消す。	21	9	2	1	0	5	90.3%

区分	取り組み項目	集計結果						実施率	
		回答数							
		実施している	実施しているがかなり少ない	実施しているがたまに	実施していない	ほとんど実施していない	該当しない		
燃料等エネルギー資源の節約	関するOA機器の取り組み	スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する。	3	1	3	3	15	13	39.2%
		昼休み中はパソコンを低電力モードに移行する。	9	10	6	2	10	1	63.2%
		パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。	6	11	5	6	10	0	58.4%
		低電力モード機能を搭載するOA機器や電気製品は、低電力モードの設定を行い使用する。	5	11	8	4	7	3	61.7%
		デスクトップコンピューターでは、本体だけでなくモニターの電源も切る。	12	11	4	6	5	0	70.0%
		外勤時や不要不急時にはOA機器等の電源をこまめに切る。	12	10	6	4	5	1	70.8%
	給湯に関する取り組み	給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせて設定温度を低めに調節する。	4	1	0	0	3	30	67.5%
		給湯時期・時間はできるだけ短縮する。	5	3	0	0	2	28	78.0%
		湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす。	5	2	0	0	2	29	77.8%
	その他の電力使用機器等に関する取り組み	電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する。	2	3	0	2	0	31	74.3%
		機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る。	12	10	5	3	1	7	78.7%
		職員はエレベーターを使用しないようにする。	10	19	5	0	3	1	77.8%
		トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する。	8	10	2	2	1	15	79.1%
		温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める。	1	7	3	1	1	25	69.2%
		温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する。	2	3	2	1	1	29	68.9%
		空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う。	11	5	1	0	5	16	75.5%
		電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする。	4	0	0	0	2	32	73.3%
	冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する。	2	3	2	0	2	29	66.7%	
	水資源の節約	手洗い等は常に節水を心がける。	22	12	1	0	1	2	90.0%
		水洗トイレで無駄な水は流さないようにする。	22	12	0	0	0	4	92.9%
		洗車の際は、バケツなどを利用し節水に努める。	5	7	4	1	2	19	72.6%
	紙の節約	資料等の印刷は両面使用を原則とする。	17	15	3	0	3	0	82.6%
		庁内会議の資料等支障のないものは、使用済み用紙の裏面を使用する。	7	8	12	4	6	1	63.2%
		コピーは縮小機能を活用し、枚数を節減する。	8	16	11	1	2	0	74.2%
		予備資料の作成を控えるなど、印刷やコピーの枚数は必要最低限とする。	14	19	5	0	0	0	84.7%
		ファイリングシステムを整理し、重複した資料は作成しないようにする。	10	21	6	1	0	0	81.1%
		用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る。	11	9	5	1	7	5	69.7%
		事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等）を簡素化する。	9	23	3	2	1	0	79.5%
		事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する。	12	18	4	0	4	0	77.9%
用紙サイズの統一化（A4版化）により用紙使用の合理化を図る。		15	16	6	1	0	0	83.7%	
パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う。		14	16	7	1	0	0	82.6%	
ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す。		21	13	1	2	1	0	86.8%	
タブレット化によるペーパーレスを図る。		6	12	11	0	5	4	68.2%	

自動車の適正な利用の推進（実施率：78.4%）

区分	取り組み項目	集計結果						実施率	
		回答数							
		実施している	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施していない	該当しない		
自動車の適正な利用の推進	利用自動車の利用抑制	市内出張は、極力、徒歩、自転車を活用する。	4	7	11	7	7	2	56.7%
		管外出張は、公共交通機関の利用に努める。	7	15	13	1	1	1	74.1%
		駐・停車時のアイドリングストップを励行する。	15	12	7	2	1	1	80.5%
		エコドライブを心がけ、急停止、急発進はしない。	20	14	3	0	0	1	89.2%
		給油時等にタイヤの空気圧をチェックする。	4	11	8	5	6	4	61.2%
		不要な物は載せない。	20	15	1	0	0	2	90.6%
		合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める。	22	15	0	0	0	1	91.9%
		一定速度での走行を心掛ける。	21	15	1	0	0	1	90.8%
		道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける。	11	12	7	3	4	1	72.4%
		燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取り組みの指標とする。	7	10	4	2	9	6	62.5%
		メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する。	13	5	4	1	0	15	86.1%
	カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける。	14	17	5	0	0	2	85.0%	
マイカーの適正な利用	通勤にはできる限り公共交通機関を利用する。	9	20	6	2	1	0	77.9%	

廃棄物の減量・リサイクルの推進（実施率：76.1%）

区分	取り組み項目	集計結果						実施率	
		回答数							
		実施している	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施していない	該当しない		
廃棄物の減量・リサイクルの推進	ごみの発生抑制	事務室内の業者立入を原則禁止とし、不要なチラシ類を削減する。	19	11	4	2	0	2	86.1%
		事務用品や消耗品については極力共用品として購入量の削減に努める。	17	16	4	1	0	0	85.8%
		物品購入の際の包装材は業者引取りとする。	2	3	8	7	17	1	41.6%
		イベント等において、使い捨て容器を使用しないよう努める。	2	3	7	1	1	24	65.7%
		ファイリング管理を徹底し、無駄なコピーはとらないようにする。	12	17	6	2	1	0	79.5%
		マイ箸、マイ水筒を利用する。	5	12	13	4	1	3	69.1%
	ごみの分別の徹底	事務室から出る紙類の分別を徹底し、資源とすることでごみの減量を図る。	13	23	1	1	0	0	85.3%
		使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する。	15	20	3	0	0	0	86.3%
		公園、緑地等のせん定枝は有機資源として活用する。	0	3	1	0	0	34	75.0%
		プリンタのトナーカートリッジは、原則としてリサイクルする。	22	6	0	0	0	10	95.7%
		ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙等に活用する。	6	12	8	4	7	1	63.2%

環境に配慮した物品の購入や利用の促進 (実施率：62.7%)

区分	取り組み項目	集計結果						実施率
		回答数						
		実施 必 ず し て い る	実 施 し て い る か な り	実 施 し て い る 時 々	実 施 し て い る た ま に	ほ と ん ど 実 施 し て い な い	該 当 し な い 質 問	
の 環 境 に 配 慮 し た 物 品 の 促 進	トイレtpーパーは100%再生紙を使用する。	9	2	0	0	0	27	96.4%
	作業服は、廃ペットボトル等再生プラスチック繊維を用いた製品を選定する。	0	0	2	0	7	29	28.9%
	印刷物には、古紙混入率、使用インクを明記する。	1	3	3	0	21	10	33.6%
促 進 グ リ ー ン	事務用品購入の際は、エコマーク、グリーンマーク商品の購入に努める。	2	9	12	6	8	1	55.1%
	詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の使用は極力控える。	6	20	7	2	2	1	74.1%

職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進 (実施率：34.9%)

区分	取り組み項目	集計結果						実施率
		回答数						
		実施 必 ず し て い る	実 施 し て い る か な り	実 施 し て い る 時 々	実 施 し て い る た ま に	ほ と ん ど 実 施 し て い な い	該 当 し な い 質 問	
環 境 配 慮 行 動 の 高 揚 、 職 員 の 意 識 の 推 進	環境に関する研修、講演会等に積極的に参加する。	0	3	10	8	17	0	39.5%
	環境配慮行動の推進状況を定期的にチェックする。	0	4	7	8	17	2	38.9%
	環境配慮行動に関するアイデアを募集、実践する。	0	0	3	5	24	6	26.9%
	毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う。	1	3	3	0	23	8	32.7%

【施設管理者の取り組み】の調査結果（実施率：58.6%）

燃料等エネルギー資源の節約（実施率：60.7%）

区分	取り組み項目	集計結果						実施率	
		回答数							
		実施している	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない 質問に		
燃料等エネルギー資源の節約	空調、換気に関する取り組み	冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する。	8	9	2	2	33	31	44.1%
		空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。	8	8	7	1	35	26	44.1%
		空調の使用時は、空調機器のフィルター清掃を月1回程度行う。	16	15	11	7	14	22	63.8%
		室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする。	13	26	15	3	7	21	70.9%
		閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める。	7	11	7	4	26	30	48.7%
		緑のカーテン、遮蔽シート等で日差しを遮る。	14	23	5	2	15	26	66.4%
		夜間の巡視により空調・換気・照明などの消し忘れを防止する。	43	0	1	0	4	37	92.5%
		中間期には、出来る限り自動ドアを開放しておく。	11	5	2	2	5	60	72.0%
	照明に関する取り組み	照明スイッチに点灯場所を明示する。	18	15	3	2	22	25	61.7%
		照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。	16	27	13	4	7	18	72.2%
		屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど、点灯縮減を図る。	25	17	1	0	9	33	78.8%
		洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する。	12	12	0	1	35	25	48.3%
		白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯やLED電球等照明効率の高いランプへ切り替える。	10	21	3	4	26	21	55.3%
		トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する。	27	23	2	2	8	23	79.0%
	その他の電力使用機器等に関する取り組み	中央式熱源（ボイラ等）は定期的にメンテナンスを実施する。	7	1	0	4	0	73	78.3%
サービス水準を損ねない範囲で、時間帯別昇降機稼働台数を最少とする。		5	1	0	0	5	74	61.8%	
電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、デマンド監視装置等を設置する。		1	0	0	0	21	63	23.6%	
デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める。		1	0	0	0	18	66	24.2%	

区分	取り組み項目	集計結果						実施率
		回答数						
		実施 している 必ず	実施 している かなり	実施 している 時々	実施 している たまに	ほと んど 実施 して いない	該 当 し な い 質 問 に	
燃料等エネルギー資源の節約	すべての水道に節水コマを取り付ける。	16	3	0	1	43	22	43.5%
	洗面所やトイレの水栓を自動水栓に切り替える。	6	17	5	3	32	22	47.9%
	水漏れの点検を実施する。	27	19	5	7	12	15	72.0%
	施設利用者に対して節水を呼び掛ける。	17	35	7	3	7	16	75.1%
	止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する。	13	8	5	0	37	22	47.3%
	マイカーの適正な利用	庁用車の更新にあたっては、環境に配慮した低公害車を選定する。	6	2	3	0	7	67

職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進（実施率：42.9%）

区分	取り組み項目	集計結果						実施率
		回答数						
		実施 している 必ず	実施 している かなり	実施 している 時々	実施 している たまに	ほと んど 実施 して いない	該 当 し な い 質 問 に	
職員の環境配慮意識の高揚、推進	環境配慮に関する情報を職員に提供、共有する。	12	10	32	6	10	15	62.3%
	各職場での優れた取り組みを公表し、庁舎全体で実践する。	1	1	3	14	28	38	31.5%
	地球温暖化対策実行計画の推進状況を定期的に公表する。	1	0	1	2	39	42	23.7%

第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画

令和4年3月

発行／清瀬市

編集／清瀬市市民環境部環境課